平成２３年（フ）第１９４号
福岡県嘉麻市漆生1593番地１
債務者　藤田　久子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２００号
福岡県飯塚市片島２丁目14番24号
債務者　中西　高博
１　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２号
北海道小樽市新光１丁目24番211号　新光ハイツ、前住所北海道小樽市新光２丁目19番20号　チェリーハイツ
債務者　中道　房子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２２号
宮城県角田市高倉字山合５番地22
債務者　二梃木典江
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５５号
福島県南相馬市鹿島区小山田字隠町318番地
債務者　渡部　榮意
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第５７号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎270番地の３
債務者　小澤　友香（旧姓川久保）
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第８４号
長野県飯田市座光寺888番地１　市営住宅49―59号
債務者　松尾いちゑ
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８７号
長野県下伊那郡阿南町新野789番地
債務者　伊東孝太郎
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１号
長野県飯田市育良町３丁目２番地２　レオパレス桃李206号
債務者　藤島　昭春
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７４号
岐阜県高山市中切町1871番地７、住民票上の住所岐阜県高山市天満町６丁目27番地３
債務者　古川　　薫
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
岐阜県高山市中切町1871番地７
債務者　古川　欣一
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２９９２号
名古屋市瑞穂区宝田町３丁目２番地の２　アネックス宝田３Ｅ号
債務者　野田　初次
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟1203号
債務者　宮脇紅美子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２号
三重県伊賀市小田町1167番地の４　フローラルパレス２Ｂ
債務者　平井　光治
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４７６号
滋賀県栗東市高野686、住民票上の住所滋賀県守山市水保町1141番地の15
債務者　西本　直人
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４３号
大津市美空町１番11―404号　琵琶湖美空団地
債務者　竹内　友美
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５５号
大津市茶が崎３番６―701号、前住所滋賀県高島市勝野611番地
債務者　梅川　幸子
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部